

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	72,328	20,441,198	86,331	6,089	153,029	2,063.0	332,811.5	29,985.0	1.63	32,891	45.5
	(73,042)	(20,499,012)	(84,523)	(5,611)	(150,190)	(1,512.0)	(325,603.0)	(36,840.5)	(1.59)	(32,803)	(44.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度 身体障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害 者である短時 間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	332,811.5	75,396	4,443	113,031	268,266	20,996	10,935	1,646	33,319	56,835	7,001	6,679	2,063.0	7,710.5	1,988.0
	(325,603.0)	(74,273)	(4,065)	(113,432)	(266,043)	(27,348)	(10,250)	(1,546)	(31,517)	(53,563)	(7,453)	(5,241)	(1,512.0)	(5,997.0)	(2,039.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身体障 害者及び重度知的 障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
規模計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)
56～99人	企業 27,446 (27,519)	人 2,021,593 (2,029,389)	人 6,361 (6,600)	人 732 (674)	人 14,654 (14,924)	人 315.0 (197.0)	人 28,265.5 (28,896.5)	人 2,109.0 (2,424.0)	% 1.40 (1.42)	企業 12,255 (12,350)	% 44.7 (44.9)
100～299人	32,042 (32,634)	4,825,516 (4,918,791)	15,082 (15,040)	1,464 (1,404)	33,336 (33,881)	647.0 (500.0)	65,287.5 (65,615.0)	6,101.5 (6,871.0)	1.35 (1.33)	14,731 (14,902)	46.0 (45.7)
300～499人	5,951 (5,957)	2,053,155 (2,062,187)	8,273 (8,168)	684 (598)	15,297 (14,771)	225.0 (192.0)	32,639.5 (31,801.0)	3,035.0 (3,280.5)	1.59 (1.54)	2,716 (2,594)	45.6 (43.5)
500～999人	4,045 (4,106)	2,543,450 (2,593,501)	10,860 (10,796)	753 (708)	19,045 (18,828)	230.0 (147.0)	41,633.0 (41,201.5)	3,991.5 (4,328.0)	1.64 (1.59)	1,790 (1,718)	44.3 (41.8)
1,000人以上	2,844 (2,826)	8,997,484 (8,895,144)	45,755 (43,919)	2,456 (2,227)	70,697 (67,786)	646.0 (476.0)	164,986.0 (158,089.0)	14,748.0 (19,937.0)	1.83 (1.78)	1,399 (1,239)	49.2 (43.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
規模計	332,811.5 (325,603.0)	人 75,396 (74,273)	人 4,443 (4,065)	人 113,031 (113,432)	人 268,266 (266,043)	人 20,996 (27,348)	人 10,935 (10,250)	人 1,646 (1,546)	人 33,319 (31,517)	人 56,835 (53,563)	人 7,001 (7,453)	人 6,679 (5,241)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 1,988.0 (2,039.5)
56～99人	28,265.5 (28,896.5)	人 4,542 (4,744)	人 415 (394)	人 9,454 (9,763)	人 18,953 (19,645)		人 1,819 (1,856)	人 317 (280)	人 4,654 (4,666)	人 8,609 (8,658)		人 546 (495)	人 315.0 (197.0)	人 703.5 (593.5)	
100～299人	65,287.5 (65,615.0)	12,496 (12,573)	957 (904)	24,642 (25,492)	50,591 (51,542)		2,586 (2,467)	507 (500)	7,473 (7,309)	13,152 (12,743)		1,221 (1,080)	647.0 (500.0)	1,544.5 (1,330.0)	
300～499人	32,639.5 (31,801.0)	7,180 (7,114)	493 (407)	11,294 (11,234)	26,147 (25,869)		1,093 (1,054)	191 (191)	3,300 (2,971)	5,677 (5,270)		703 (566)	225.0 (192.0)	815.5 (662.0)	
500～999人	41,633.0 (41,201.5)	9,904 (9,881)	578 (558)	14,343 (14,452)	34,729 (34,772)		956 (915)	175 (150)	3,785 (3,644)	5,872 (5,624)		917 (732)	230.0 (147.0)	1,032.0 (805.5)	
1,000人以上	164,986.0 (158,089.0)	41,274 (39,961)	2,000 (1,802)	53,298 (52,491)	137,846 (134,215)		4,481 (3,958)	456 (425)	14,107 (12,927)	23,525 (21,268)		3,292 (2,368)	646.0 (476.0)	3,615.0 (2,606.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

概況												
区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	③ 障害者の数			F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
						D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5					
産業計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)	
農、林、漁業	企業 173 (163)	人 22,690 (20,166)	人 69 (73)	人 5 (6)	人 242 (225)	人 1.0 (0.0)	人 385.5 (377.0)	人 24.0 (29.0)	% 1.70 (1.87)	企業 97 (100)	% 56.1 (61.3)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	44 (49)	7,821 (7,963)	32 (29)	1 (0)	51 (62)	1.0 (0.0)	116.5 (120.0)	2.5 (2.0)	1.49 (1.51)	19 (22)	43.2 (44.9)	
建設業	2,213 (2,257)	551,497 (561,090)	2,422 (2,399)	31 (37)	3,450 (3,489)	7.0 (7.0)	8,328.5 (8,327.5)	555.5 (594.0)	1.51 (1.48)	1,021 (1,038)	46.1 (46.0)	
製造業	20,704 (21,614)	6,436,055 (6,561,838)	31,042 (31,359)	788 (773)	50,412 (51,533)	184.0 (153.0)	113,376.0 (115,100.5)	6,721.5 (8,548.0)	1.76 (1.75)	11,359 (11,952)	54.9 (55.3)	
電気・ガス・熱 供給・水道業	194 (189)	201,637 (185,781)	1,048 (932)	10 (6)	1,760 (1,625)	3.0 (0.0)	3,867.5 (3,495.0)	111.0 (137.0)	1.92 (1.88)	91 (86)	46.9 (45.5)	
情報通信業	3,838 (3,697)	1,250,314 (1,215,555)	4,714 (4,530)	95 (89)	6,533 (6,232)	23.0 (30.0)	16,067.5 (15,396.0)	1,718.5 (1,949.5)	1.29 (1.27)	851 (797)	22.2 (21.6)	
運輸業、郵便業	4,689 (4,714)	1,216,246 (1,165,153)	4,985 (4,530)	355 (292)	11,670 (11,027)	127.0 (95.0)	22,058.5 (20,426.5)	1,722.0 (1,803.0)	1.81 (1.75)	2,464 (2,403)	52.5 (51.0)	
卸売業、小売業	12,699 (13,001)	3,456,032 (3,513,134)	11,680 (11,555)	1,481 (1,494)	23,691 (23,215)	493.0 (387.0)	48,778.5 (48,012.5)	4,903.0 (5,574.5)	1.41 (1.37)	4,362 (4,306)	34.3 (33.1)	
金融業、保険業	1,357 (1,354)	1,250,162 (1,190,155)	5,698 (5,237)	108 (97)	9,263 (8,426)	14.0 (9.0)	20,774.0 (19,001.5)	2,085.0 (2,048.5)	1.66 (1.60)	525 (476)	38.7 (35.2)	
不動産業、 物品賃貸業	1,262 (1,318)	305,202 (324,130)	953 (1,019)	78 (83)	1,797 (1,750)	30.0 (23.0)	3,796.0 (3,882.5)	483.5 (599.0)	1.24 (1.20)	376 (379)	29.8 (28.8)	
学術研究、専 門・技術サービ ス業	1,891 (2,091)	456,427 (576,432)	1,622 (2,030)	168 (126)	2,260 (3,408)	41.0 (19.0)	5,692.5 (7,603.5)	559.0 (1,031.0)	1.25 (1.32)	558 (574)	29.5 (27.5)	
宿泊業、飲食 サービス業	2,097 (1,985)	568,743 (519,069)	1,942 (1,703)	430 (347)	4,445 (3,819)	109.0 (70.0)	8,813.5 (7,607.0)	944.0 (903.0)	1.55 (1.47)	887 (782)	42.3 (39.4)	
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,378 (2,289)	445,849 (443,422)	1,937 (2,064)	180 (142)	3,910 (3,798)	75.0 (52.0)	8,001.5 (8,094.0)	1,146.5 (932.5)	1.79 (1.83)	865 (858)	36.4 (37.5)	
教育、学習支援業	1,589 (1,560)	361,708 (336,878)	1,405 (1,265)	66 (59)	2,105 (1,889)	20.0 (14.0)	4,991.0 (4,485.0)	331.0 (353.5)	1.38 (1.33)	623 (618)	39.2 (39.6)	
医療、福祉	9,605 (9,164)	1,591,438 (1,485,544)	7,837 (7,410)	1,340 (1,186)	13,738 (12,548)	661.0 (396.0)	31,082.5 (28,752.0)	3,572.5 (3,483.5)	1.95 (1.94)	5,585 (5,262)	58.1 (57.4)	
複合サービス事業	884 (925)	578,154 (568,252)	2,250 (2,015)	263 (227)	4,982 (4,429)	95.0 (74.0)	9,792.5 (8,723.0)	282.5 (324.5)	1.69 (1.54)	404 (383)	45.7 (41.4)	
サービス業	6,711 (6,672)	1,741,223 (1,824,450)	6,695 (6,373)	690 (647)	12,720 (12,715)	179.0 (183.0)	26,889.5 (26,199.5)	4,823.0 (8,528.0)	1.54 (1.44)	2,804 (2,767)	41.8 (41.5)	

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 332,811.5 (325,603.0)	人 75,396 (74,273)	人 4,443 (4,065)	人 113,031 (113,432)	人 268,266 (266,043)	人 20,996 (27,348)	人 10,935 (10,250)	人 1,646 (1,546)	人 33,319 (31,517)	人 56,835 (53,563)	人 7,001 (7,453)	人 6,679 (5,241)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 1,988.0 (2,039.5)
農、林、漁業	人 385.5 (377.0)	人 53 (51)	人 3 (5)	人 141 (136)	人 250 (243)		人 16 (22)	人 2 (1)	人 94 (83)	人 128 (128)		人 7 (6)	人 1.0 (0.0)	人 7.5 (6.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	人 116.5 (120.0)	人 32 (29)	人 1 (0)	人 50 (61)	人 115 (119)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 1 (1)		人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	人 0.5 (0.0)	
建設業	人 8,328.5 (8,327.5)	人 2,375 (2,357)	人 28 (30)	人 3,240 (3,309)	人 8,018 (8,053)		人 47 (42)	人 3 (7)	人 97 (96)	人 194 (187)		人 113 (84)	人 7.0 (7.0)	人 116.5 (87.5)	
製造業	人 113,376.0 (115,100.5)	人 27,426 (27,806)	人 589 (594)	人 37,400 (38,872)	人 92,841 (95,078)		人 3,616 (3,553)	人 199 (179)	人 11,359 (11,300)	人 18,790 (18,585)		人 1,653 (1,361)	人 184.0 (153.0)	人 1,745.0 (1,437.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 3,867.5 (3,495.0)	人 1,021 (921)	人 9 (6)	人 1,618 (1,527)	人 3,669 (3,375)		人 27 (11)	人 1 (0)	人 98 (68)	人 153 (90)		人 44 (30)	人 3.0 (0.0)	人 45.5 (30.0)	
情報通信業	人 16,067.5 (15,396.0)	人 4,604 (4,436)	人 95 (87)	人 5,665 (5,559)	人 14,968 (14,518)		人 110 (94)	人 0 (2)	人 319 (238)	人 539 (428)		人 549 (435)	人 23.0 (30.0)	人 560.5 (450.0)	
運輸業、郵便業	人 22,058.5 (20,426.5)	人 4,411 (4,110)	人 274 (226)	人 9,348 (9,188)	人 18,444 (17,634)		人 574 (420)	人 81 (66)	人 1,962 (1,617)	人 3,191 (2,523)		人 360 (222)	人 127.0 (95.0)	人 423.5 (269.5)	
卸売業、小売業	人 48,778.5 (48,012.5)	人 9,831 (9,780)	人 1,128 (1,140)	人 14,913 (15,086)	人 35,703 (35,786)		人 1,849 (1,775)	人 353 (354)	人 7,584 (7,176)	人 11,635 (11,080)		人 1,194 (953)	人 493.0 (387.0)	人 1,440.5 (1,146.5)	
金融業、保険業	人 20,774.0 (19,001.5)	人 5,630 (5,199)	人 105 (94)	人 8,880 (8,157)	人 20,245 (18,649)		人 68 (38)	人 3 (3)	人 179 (126)	人 318 (205)		人 204 (143)	人 14.0 (9.0)	人 211.0 (147.5)	
不動産業、物品賃貸業	人 3,796.0 (3,882.5)	人 869 (922)	人 57 (64)	人 1,401 (1,381)	人 3,196 (3,289)		人 84 (97)	人 21 (19)	人 318 (293)	人 507 (506)		人 78 (76)	人 30.0 (23.0)	人 93.0 (87.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 5,692.5 (7,603.5)	人 1,534 (1,908)	人 148 (105)	人 1,865 (2,674)	人 5,081 (6,595)		人 88 (122)	人 20 (21)	人 273 (572)	人 469 (837)		人 122 (162)	人 41.0 (19.0)	人 142.5 (171.5)	
宿泊業、飲食サービス業	人 8,813.5 (7,607.0)	人 1,268 (1,073)	人 266 (194)	人 2,185 (1,916)	人 4,987 (4,256)		人 674 (630)	人 164 (153)	人 2,067 (1,773)	人 3,579 (3,186)		人 193 (130)	人 109.0 (70.0)	人 247.5 (165.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 8,001.5 (8,094.0)	人 1,075 (1,123)	人 125 (90)	人 1,851 (1,869)	人 4,126 (4,205)		人 862 (941)	人 55 (52)	人 1,868 (1,791)	人 3,647 (3,725)		人 191 (138)	人 75.0 (52.0)	人 228.5 (164.0)	
教育・学習支援業	人 4,991.0 (4,485.0)	人 1,328 (1,217)	人 48 (51)	人 1,853 (1,721)	人 4,557 (4,206)		人 77 (48)	人 18 (8)	人 186 (124)	人 358 (228)		人 66 (44)	人 20.0 (14.0)	人 76.0 (51.0)	
医療、福祉	人 31,082.5 (28,752.0)	人 6,391 (6,091)	人 771 (675)	人 9,154 (8,613)	人 22,707 (21,470)		人 1,446 (1,319)	人 569 (511)	人 3,844 (3,400)	人 7,305 (6,549)		人 740 (535)	人 661.0 (396.0)	人 1,070.5 (733.0)	
複合サービス事業	人 9,792.5 (8,723.0)	人 2,047 (1,846)	人 234 (198)	人 3,739 (3,480)	人 8,067 (7,370)		人 203 (169)	人 29 (29)	人 698 (562)	人 1,133 (929)		人 545 (387)	人 95.0 (74.0)	人 592.5 (424.0)	
サービス業	人 26,889.5 (26,199.5)	人 5,501 (5,404)	人 562 (506)	人 9,728 (9,883)	人 21,292 (21,197)		人 1,194 (969)	人 128 (141)	人 2,372 (2,297)	人 4,888 (4,376)		人 620 (535)	人 179.0 (183.0)	人 709.5 (626.5)	

注 1 (1)②の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 精神障害者 である短時間労 働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
製造業計	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	20,704	6,436,055	31,042	788	50,412	184.0	113,376.0	8,548.0	1.76	11,359	54.9
	(21,614)	(6,561,838)	(31,359)	(773)	(51,533)	(153.0)	(115,100.5)	(8,548.0)	(1.75)	(11,952)	(55.3)
食料品・たばこ	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	3,235	780,367	3,180	232	8,610	60.0	15,232.0	1,116.5	1.95	2,073	64.1
	(3,149)	(756,779)	(3,148)	(201)	(8,409)	(46.0)	(14,929.0)	(1,116.5)	(1.97)	(2,018)	(64.1)
繊維・衣服	886	159,770	773	35	1,577	9.0	3,162.5	195.5	1.98	571	64.4
	(970)	(175,236)	(842)	(29)	(1,694)	(14.0)	(3,414.0)	(195.5)	(1.95)	(630)	(64.9)
木材・家具	417	80,493	358	7	783	0.0	1,506.0	70.0	1.87	261	62.6
	(445)	(76,248)	(326)	(10)	(806)	(0.0)	(1,468.0)	(70.0)	(1.93)	(289)	(64.9)
パルプ・紙・印刷	1,696	335,096	1,473	44	2,701	7.0	5,694.5	397.5	1.70	908	53.5
	(1,785)	(350,629)	(1,546)	(43)	(2,798)	(5.0)	(5,935.5)	(397.5)	(1.69)	(949)	(53.2)
化学工業	2,181	789,077	3,584	88	5,868	18.0	13,133.0	1,099.5	1.66	1,028	47.1
	(2,229)	(796,257)	(3,488)	(95)	(5,970)	(19.0)	(13,050.5)	(1,099.5)	(1.64)	(1,059)	(47.5)
窯業・土石	578	131,318	555	15	1,127	1.0	2,252.5	176.5	1.72	330	57.1
	(633)	(144,929)	(585)	(16)	(1,253)	(1.0)	(2,439.5)	(176.5)	(1.68)	(349)	(55.1)
鉄鋼	412	147,733	654	12	1,279	2.0	2,600.0	141.0	1.76	243	59.0
	(423)	(159,286)	(756)	(8)	(1,343)	(1.0)	(2,863.5)	(141.0)	(1.80)	(254)	(60.0)
非鉄金属	386	103,417	476	5	809	2.0	1,767.0	185.5	1.71	218	56.5
	(413)	(114,561)	(511)	(14)	(980)	(3.0)	(2,017.5)	(185.5)	(1.76)	(238)	(57.6)
金属製品	1,616	285,513	1,270	42	2,470	8.0	5,056.0	308.5	1.77	908	56.2
	(1,769)	(287,633)	(1,292)	(35)	(2,632)	(10.0)	(5,256.0)	(308.5)	(1.83)	(1,049)	(59.3)
電気機械	2,105	1,038,947	6,130	70	6,750	14.0	19,087.0	1,246.0	1.84	1,145	54.4
	(2,403)	(1,112,875)	(6,397)	(71)	(7,257)	(11.0)	(20,127.5)	(1,246.0)	(1.81)	(1,311)	(54.6)
その他機械	5,018	1,917,776	9,405	161	13,596	41.0	32,587.5	2,762.0	1.70	2,601	51.8
	(5,245)	(1,934,493)	(9,277)	(181)	(13,584)	(23.0)	(32,330.5)	(2,762.0)	(1.67)	(2,719)	(51.8)
その他	2,174	666,548	3,184	77	4,842	22.0	11,298.0	849.5	1.70	1,073	49.4
	(2,150)	(652,912)	(3,191)	(70)	(4,807)	(20.0)	(11,269.0)	(849.5)	(1.73)	(1,087)	(50.6)

注 1 (1) ①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 113,376.0 (115,100.5)	人 27,426 (27,806)	人 589 (594)	人 37,400 (38,872)	人 92,841 (95,078)	人 3,616 (3,553)	人 199 (179)	人 11,359 (11,300)	人 18,790 (18,585)	人 1,653 (1,361)	人 184.0 (153.0)	人 1745.0 (1437.5)
食料品・たばこ	人 15,232.0 (14,929.0)	人 2,155 (2,113)	人 152 (129)	人 4,399 (4,416)	人 8,861 (8,771)	人 1,025 (1,035)	人 80 (72)	人 3,967 (3,788)	人 6,097 (5,930)	人 244 (205)	人 60.0 (46.0)	人 274.0 (228.0)
繊維工業	人 3,162.5 (3,414.0)	人 656 (733)	人 31 (23)	人 1,105 (1,190)	人 2,448 (2,679)	人 117 (109)	人 4 (6)	人 432 (469)	人 670 (693)	人 40 (35)	人 9.0 (14.0)	人 44.5 (42.0)
木材・家具	人 1,506.0 (1,468.0)	人 332 (303)	人 5 (7)	人 561 (580)	人 1,230 (1,193)	人 26 (23)	人 2 (3)	人 204 (216)	人 258 (265)	人 18 (10)	人 0.0 (0.0)	人 18.0 (10.0)
パルプ・紙・印刷	人 5,694.5 (5,935.5)	人 1,351 (1,431)	人 36 (33)	人 2,073 (2,179)	人 4,811 (5,074)	人 122 (115)	人 8 (10)	人 540 (540)	人 792 (780)	人 88 (79)	人 7.0 (5.0)	人 91.5 (81.5)
化学工業	人 13,133.0 (13,050.5)	人 3,119 (3,079)	人 61 (66)	人 4,793 (4,922)	人 11,092 (11,146)	人 465 (409)	人 27 (29)	人 895 (894)	人 1,852 (1,741)	人 180 (154)	人 18.0 (19.0)	人 189.0 (163.5)
窯業・土石	人 2,252.5 (2,439.5)	人 481 (515)	人 10 (12)	人 855 (974)	人 1,827 (2,016)	人 74 (70)	人 5 (4)	人 241 (260)	人 394 (404)	人 31 (19)	人 1.0 (1.0)	人 31.5 (19.5)
鉄鋼	人 2,600.0 (2,863.5)	人 614 (712)	人 11 (8)	人 1,154 (1,219)	人 2,393 (2,651)	人 40 (44)	人 1 (0)	人 91 (98)	人 172 (186)	人 34 (26)	人 2.0 (1.0)	人 35.0 (26.5)
非鉄金属	人 1,767.0 (2,017.5)	人 427 (430)	人 5 (13)	人 640 (768)	人 1,499 (1,641)	人 49 (81)	人 0 (1)	人 143 (180)	人 241 (343)	人 26 (32)	人 2.0 (3.0)	人 27.0 (33.5)
金属製品	人 5,056.0 (5,256.0)	人 971 (1,008)	人 39 (35)	人 1,751 (1,859)	人 3,732 (3,910)	人 299 (284)	人 3 (0)	人 671 (727)	人 1,272 (1,295)	人 48 (46)	人 8.0 (10.0)	人 52.0 (51.0)
電気機械	人 19,087.0 (20,127.5)	人 5,740 (5,966)	人 49 (56)	人 5,459 (5,892)	人 16,988 (17,880)	人 390 (431)	人 21 (15)	人 1,025 (1,144)	人 1,826 (2,021)	人 266 (221)	人 14.0 (11.0)	人 273.0 (226.5)
その他機械	人 32,587.5 (32,330.5)	人 8,742 (8,640)	人 138 (160)	人 10,852 (11,054)	人 28,474 (28,494)	人 663 (637)	人 23 (21)	人 2,255 (2,142)	人 3,604 (3,437)	人 489 (388)	人 41.0 (23.0)	人 509.5 (399.5)
その他	人 11,298.0 (11,269.0)	人 2,838 (2,876)	人 52 (52)	人 3,758 (3,819)	人 9,486 (9,623)	人 346 (315)	人 25 (18)	人 895 (842)	人 1,612 (1,490)	人 189 (146)	人 22.0 (20.0)	人 200.0 (156.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	39,437 (100.0%)	24,861 (63.0%)	8,497 (21.5%)	2,920 (7.4%)	1,597 (4.0%)	1,266 (3.2%)	228 (0.6%)	59 (0.1%)	9 (0.0%)	25,002 (63.4%)
56-99人	15,191 (100.0%)	15,191 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	15,129 (99.6%)
100-299人	17,311 (100.0%)	8,176 (47.2%)	7,009 (40.5%)	1,641 (9.5%)	418 (2.4%)	67 (0.4%)	— —	— —	— —	9,638 (55.7%)
300-499人	3,235 (100.0%)	826 (25.5%)	818 (25.3%)	673 (20.8%)	580 (17.9%)	338 (10.4%)	— —	— —	— —	190 (5.9%)
500-999人	2,255 (100.0%)	481 (21.3%)	477 (21.2%)	414 (18.4%)	403 (17.9%)	440 (19.5%)	40 (1.8%)	— —	— —	41 (1.8%)
1,000人以上	1,445 (100.0%)	187 (12.9%)	193 (13.4%)	192 (13.3%)	196 (13.6%)	421 (29.1%)	188 (13.0%)	59 (4.1%)	9 (0.6%)	4 (0.3%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数		(参考)事業所所在 地による集計の実雇 用率	(対前年増減)
全国	1.63	0.04	45.5	0.6	32,891	／ 72,328	1.63	0.04
北海道	1.77	0.03	49.7	0.2	1,278	／ 2,572	1.80	0.03
青森	1.65	0.08	44.2	1.6	292	／ 661	1.61	0.04
岩手	1.78	0.04	51.2	2.5	370	／ 723	1.75	0.02
宮城	1.57	△0.01	45.2	△0.2	506	／ 1,119	1.60	0.02
秋田	1.53	0.02	51.4	△0.7	290	／ 564	1.56	0.05
山形	1.56	0.05	52.6	2.7	373	／ 709	1.58	0.07
福島	1.56	0.02	45.3	1.0	474	／ 1,046	1.55	0.03
茨城	1.54	0.00	50.7	△1.1	560	／ 1,105	1.59	△0.02
栃木	1.54	0.06	47.3	4.0	390	／ 824	1.60	0.05
群馬	1.56	0.06	47.0	△0.4	469	／ 997	1.60	0.02
埼玉	1.54	0.04	41.6	0.6	886	／ 2,128	1.63	0.05
千葉	1.53	0.01	48.2	0.5	773	／ 1,603	1.61	0.05
東京	1.56	0.05	31.1	1.2	5,040	／ 16,189	1.47	0.06
神奈川	1.57	0.08	43.5	0.5	1,468	／ 3,376	1.75	0.04
新潟	1.55	0.01	48.3	△0.3	667	／ 1,380	1.56	△0.01
富山	1.67	0.01	60.2	0.8	480	／ 798	1.67	0.02
石川	1.60	△0.02	50.7	△1.0	397	／ 783	1.65	△0.04
福井	2.25	0.23	55.8	2.2	306	／ 548	2.22	0.24
山梨	1.61	0.09	51.3	3.9	220	／ 429	1.64	0.07
長野	1.72	0.03	54.9	△1.8	667	／ 1,216	1.75	0.05
岐阜	1.69	0.01	53.8	△0.3	589	／ 1,094	1.73	0.03
静岡	1.65	0.02	49.2	△0.5	1,083	／ 2,202	1.67	0.03
愛知	1.57	0.04	43.1	1.4	1,939	／ 4,501	1.56	0.03
三重	1.50	0.01	48.7	△1.5	400	／ 821	1.58	0.03
滋賀	1.67	0.02	55.8	1.6	322	／ 577	1.74	0.01
京都	1.77	0.01	47.5	△0.5	653	／ 1,376	1.75	0.01
大阪	1.60	0.01	42.9	0.1	2,619	／ 6,100	1.62	0.03
兵庫	1.76	0.00	54.4	△0.5	1,361	／ 2,502	1.83	0.02
奈良	2.00	0.15	57.7	2.6	235	／ 407	2.06	0.09
和歌山	2.02	0.04	59.6	6.1	242	／ 406	2.13	0.03
鳥取	1.78	0.00	59.0	△1.5	206	／ 349	1.78	0.05
島根	1.78	0.00	63.7	1.3	258	／ 405	1.77	0.01
岡山	1.79	0.00	54.3	△1.1	584	／ 1,075	1.77	△0.04
広島	1.77	0.07	49.1	0.8	837	／ 1,705	1.75	0.07
山口	2.22	0.00	54.7	△0.1	373	／ 682	2.17	0.00
徳島	1.61	0.08	52.8	5.6	181	／ 343	1.62	0.07
香川	1.72	0.05	59.4	1.1	369	／ 621	1.76	0.02
愛媛	1.66	0.01	52.3	△2.2	381	／ 728	1.68	0.00
高知	1.75	0.08	57.3	4.5	212	／ 370	1.86	0.12
福岡	1.70	0.04	50.7	△0.8	1,359	／ 2,680	1.71	0.01
佐賀	2.13	0.00	70.6	△0.3	314	／ 445	2.05	△0.02
長崎	2.07	0.06	59.4	1.4	404	／ 680	2.19	0.06
熊本	2.00	0.09	58.0	1.6	529	／ 912	2.04	0.11
大分	2.15	△0.05	60.2	△2.4	343	／ 570	2.59	△0.01
宮崎	2.01	0.04	65.1	1.8	355	／ 545	2.01	△0.19
鹿児島	1.95	0.06	59.3	0.8	501	／ 845	1.96	0.05
沖縄	1.82	0.13	54.5	6.4	336	／ 617	1.81	0.12

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 精神障害者 である短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 265 (242)	人 12,570 (11,476)	人 4,696 (4,302)	人 71 (62)	人 3,818 (3,274)	人 50.0 (41.0)	人 13,306.0 (11,960.5)

注 1(1)①の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c$	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c$	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 13,306.0 (11,960.5)	人 3,049 (2,911)	人 33 (31)	人 1,339 (1,254)	人 7,470 (7,107)	人 1,647 (1,391)	人 38 (31)	人 2,146 (1,799)	人 5,478 (4,612)	人 333 (221)	人 50.0 (41.0)	人 358.0 (241.5)

注 1(1)②の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考) 平成21年10月末現在の状況

- 特例子会社数

271社
- グループ適用を受けているグループ数

115グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 39 (38)	300,636 (299,851)	886 (881)	40 (41)	4,708 (4,745)	8.0 (0.0)	6,524.0 (6,548.0)	182.5 (156.0)	2.17 (2.18)	機関 38 (38)	97.4 (100.0)
行政機関	機関 30 (29)	273,330 (272,626)	825 (820)	40 (41)	4,217 (4,248)	8.0 (0.0)	5,911.0 (5,929)	177.5 (150.0)	2.16 (2.17)	機関 29 (29)	96.7 (100.0)
立法機関	5 (5)	3,230 (3,256)	6 (6)	0 (0)	57 (58)	0.0 (0.0)	69.0 (70.0)	1.0 (1.0)	2.14 (2.15)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	24,076 (23,969)	55 (55)	0 (0)	434 (439)	0.0 (0.0)	544.0 (549.0)	4.0 (5.0)	2.26 (2.29)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	6,524.0 (6,548.0)	875 (870)	38 (39)	4,439 (4,585)	6,227 (6,364)	122 (86)	11 (11)	2 (2)	83 (77)	107 (101)	52 (61)	186 (83)	8.0 (0.0)	190.0 (83.0)	8.5 (9.0)
行政機関	5,911.0 (5,929.0)	814 (809)	38 (39)	3,953 (4,092)	5,619 (5,749)	118 (81)	11 (11)	2 (2)	81 (75)	105 (99)	52 (60)	183 (81)	8.0 (0.0)	187.0 (81.0)	7.5 (9.0)
立法機関	69.0 (70.0)	6 (6)	0 (0)	54 (56)	66 (68)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (1)	1 (0)	0.0 (0.0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)
司法機関	544.0 (549.0)	55 (55)	0 (0)	432 (437)	542 (547)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 160 (160)	人 315,993 (326,448)	人 1,981 (1,988)	人 53 (42)	人 3,810 (3,950)	人 0.0 (1.0)	人 7,825.0 (7,968.5)	人 189.0 (195.5)	% 2.48 (2.44)	機関 155 (152)	% 96.9 (95.0)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 257,667 (267,644)	人 1,636 (1,657)	人 26 (21)	人 3,106 (3,220)	人 0.0 (1.0)	人 6,404.0 (6,555.5)	人 152.0 (119.5)	% 2.49 (2.45)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の 都道府県機関	113 (113)	58,326 (58,804)	345 (331)	27 (21)	704 (730)	0.0 (0.0)	1,421.0 (1,413.0)	37.0 (76.0)	2.44 (2.40)	108 (105)	95.6 (92.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 7,825.0 (7,968.5)	人 1,979 (1,984)	人 53 (42)	人 3,721 (3,885)	人 7,732 (7,895)	人 172 (189)	人 2 (4)	人 0 (0)	人 25 (13)	人 29 (21)	人 17 (5)	人 64 (52)	人 0.0 (1.0)	人 64.0 (52.5)	人 0.0 (1.5)
都道府県 知事部局	人 6,404.0 (6,555.5)	人 1,634 (1,653)	人 26 (21)	人 3,055 (3,181)	人 6,349 (6,508)	人 135 (113)	人 2 (4)	人 0 (0)	人 25 (13)	人 29 (21)	人 17 (5)	人 26 (26)	人 0.0 (1.0)	人 26.0 (26.5)	人 0.0 (1.5)
その他の 都道府県機関	人 1,421.0 (1,413.0)	人 345 (331)	人 27 (21)	人 666 (704)	人 1,383 (1,387)	人 37 (76)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 38 (26)	人 0.0 (0.0)	人 38.0 (26.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D.精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分			
市町村の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2, 448	946, 950	5, 745	177	10, 739	23. 0	22, 417. 5	903. 5	2. 37	2, 146	87. 7
	(2, 512)	(962, 319)	(5, 696)	(160)	(10, 839)	(12. 0)	(22, 397. 0)	(893. 0)	(2. 33)	(2, 107)	(83. 9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
市町村の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	22, 417. 5	5, 720	161	10, 133	21, 734	795	25	16	297	363	70	309	23. 0	320. 5	38. 5
	(22, 397. 0)	(5, 670)	(142)	(10, 344)	(21, 826)	(779)	(26)	(18)	(253)	(323)	(95)	(242)	(12. 0)	(248. 0)	(19. 0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び重 度知的障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 138 (141)	人 634,186 (645,933)	人 2,935 (2,820)	人 68 (64)	人 4,983 (4,755)	人 0.0 (0.0)	人 10,921.0 (10,459.0)	人 525.0 (433.0)	% 1.72 (1.62)	機関 75 (78)	% 54.3 (55.3)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 541,403 (553,373)	人 2,485 (2,374)	人 60 (57)	人 4,187 (3,962)	人 0.0 (0.0)	人 9,217.0 (8,767.0)	人 444.0 (322.0)	% 1.70 (1.58)	機関 6 (4)	% 12.8 (8.5)
市町村 教育委員会	91 (94)	92,783 (92,560)	450 (446)	8 (7)	796 (793)	0.0 (0.0)	1,704.0 (1,692.0)	81.0 (111.0)	1.84 (1.83)	69 (74)	75.8 (78.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 10,921.0 (10,459.0)	人 2,930 (2,818)	人 65 (62)	人 4,857 (4,679)	人 10,782 (10,377)	人 486 (408)	人 5 (2)	人 3 (2)	人 45 (30)	人 58 (36)	人 31 (23)	人 81 (46)	人 0.0 (0.0)	人 81.0 (46.0)	人 8.0 (2.0)
都道府県 教育委員会	人 9,217.0 (8,767.0)	人 2,481 (2,373)	人 57 (55)	人 4,076 (3,899)	人 9,095 (8,700)	人 407 (301)	人 4 (1)	人 3 (2)	人 42 (27)	人 53 (31)	人 29 (21)	人 69 (36)	人 0.0 (0.0)	人 69.0 (36.0)	人 8.0 (0.0)
市町村 教育委員会	人 1,704.0 (1,692.0)	人 449 (445)	人 8 (7)	人 781 (780)	人 1,687 (1,677)	人 79 (107)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 5 (5)	人 2 (2)	人 12 (10)	人 0.0 (0.0)	人 12.0 (10.0)	人 0.0 (2.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 243 (248)	人 251,756 (243,297)	人 1,444 (1,326)	人 53 (45)	人 2,364 (2,298)	人 18.0 (9.0)	人 5,314.0 (4,999.5)	人 709.5 (740.5)	% 2.11 (2.05)	法人 177 (181)	% 72.8 (73.0)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	93 (100)	123,682 (120,365)	731 (689)	24 (17)	1,325 (1,324)	14.0 (7.0)	2,818.0 (2,722.5)	332.5 (351.5)	2.28 (2.26)	78 (84)	83.9 (84.0)
国立大学法人等	90 (90)	106,131 (103,173)	617 (549)	26 (26)	869 (820)	4.0 (2.0)	2,131.0 (1,945.0)	329.0 (347.0)	2.01 (1.89)	60 (58)	66.7 (64.4)
地方独立行政法人等	60 (58)	21,943 (19,759)	96 (88)	3 (2)	170 (154)	0.0 (0.0)	365.0 (332.0)	48.0 (42.0)	1.66 (1.68)	39 (39)	65.0 (67.2)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 5,314.0 (4,999.5)	人 1,346 (1,262)	人 53 (44)	人 2,027 (2,024)	人 4,772 (4,592)	人 545 (594)	人 98 (64)	人 0 (1)	人 138 (101)	人 334 (230)	人 113 (104)	人 199 (173)	人 18.0 (9.0)	人 208.0 (177.5)	人 51.5 (42.5)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	2,818.0 (2,722.5)	711 (674)	24 (16)	1,140 (1,171)	2,586 (2,535)	270 (309)	20 (15)	0 (1)	70 (53)	110 (84)	30 (25)	115 (100)	14.0 (7.0)	122.0 (103.5)	32.5 (17.5)
国立大学法人等	2,131.0 (1,945.0)	542 (504)	26 (26)	722 (703)	1,832 (1,737)	227 (248)	75 (45)	0 (0)	65 (47)	215 (137)	83 (74)	82 (70)	4.0 (2.0)	84.0 (71.0)	19.0 (25.0)
地方独立行政法人等	365.0 (332.0)	93 (84)	3 (2)	165 (150)	354 (320)	48 (37)	3 (4)	0 (0)	3 (1)	9 (9)	0 (5)	2 (3)	0.0 (0.0)	2.0 (3.0)	0.0 (0.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。